改正後	改正前
三の二　請求者（前年（一月から九月までの月分の遺族年金生活者支援給付金については、前々年。次項において同じ。）の所得が四百九十一万八千円を超える者に限る。）の十九歳未満の控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書	三の二　請求者（前年（一月から九月までの月分の遺族年金生活者支援給付金については、前々年。次項において同じ。）の所得が四百七十九万四千円を超える者に限る。）の十九歳未満の控除対象扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書その他の当該事実を明らかにすることができる書類又は当該事実についての申立書
四　（略）	四　（略）
3　前項第三号の障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。	3　前項第三号の障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届には、次に掲げる書類を添えなければならない。
一　前年の所得が四百九十一万八千円を超えない請求者にあっては、その事実についての市町村長の証明書	一　前年の所得が四百七十九万四千円を超えない請求者にあっては、その事実についての市町村長の証明書
二　前年の所得が四百九十一万八千円を超える受給権者にあっては、次に掲げる書類	二　前年の所得が四百七十九万四千円を超える受給権者にあっては、次に掲げる書類
イ・ロ　（略）	イ・ロ　（略）
4～6　（略）	4～6　（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和八年十月一日から施行する。

（国民年金法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の国民年金法施行規則第三十一条の規定は、令和八年十月以後の月分に係る国民年金法第三十条の四の規定による障害基礎年金についての同法第十六条の規定による裁定の請求、同法第二十条第二項の規定による支給停止解除の申請、同法第二十条の二第三項の規定による支給停止の申出の撤回及び国民年金法施行規則第三十六条の五の規定による所得状況の届出（以下この条において「請求等」という。）について適用し、同年九月以前の月分に係る当該請求等については、なお従前の例による。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第一条の規定は、令和八年十月以後の月分に係る特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律第六条第一項又は第二項の規定による認定の請求及び特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律施行規則第四条に規定する支給の調整に該当しない場合又は支給の調整の額が変更となる場合の届出について適用し、同年九月以前の月分に係る当該請求については、なお従前の例による。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行規則第三十二条第二項及び第三項並びに第四十七条第二項及び第三項の規定は、令和八年十月以後の月分に係る年金生活者支援給付金の支給に関する法律第十七条又は第二十二条の規定による認定の請求について適用し、同年九月以前の月分に係る当該請求については、なお従前の例による。

2　令和六年以前の年の所得に係る障害・遺族年金生活者支援給付金所得状況届に添えるべき書類については、なお従前の例による。

（様式に関する経過措置）

第五条　令和六年以前の年の所得に係る障害基礎年金所得状況届及び特別障害給付金所得状況届並びにこれらに添えるべき書類については、なお従前の例による。

2　この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

3　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

法規的告示

○農林水産省告示第九百九十六号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十六条第一項の規定に基づき、飼料の公定規格（昭和五十一年農林省告示第七百五十六号）の一部を次のように改正する。

令和八年七月十五日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後												
別表第3　可消化養分総量及び代謝エネルギー												
1．穀類（穀類・豆類・いも類及びでん粉質を主成分とするものをいう。）												
原料名	畜種	栄養価（原物中）			消化率					代謝率	備考	
		DM（%）	TDN（%）	ME（Kcal／kg）	粗たん白質	粗脂肪	可溶無窒素物	粗繊維				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	
ひえ	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		（略）		

改正前												
別表第3　可消化養分総量及び代謝エネルギー												
1．穀類（穀類・豆類・いも類及びでん粉質を主成分とするものをいう。）												
原料名	畜種	栄養価（原物中）			消化率					代謝率	備考	
		DM（%）	TDN（%）	ME（Kcal／kg）	粗たん白質	粗脂肪	可溶無窒素物	粗繊維				
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		（略）	（略）	
ひえ	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）	（略）		（略）		